

ほっと すぺ〜す

No.139
2022・5



全国手をつなぐ事業所協議会ニュース

今号では

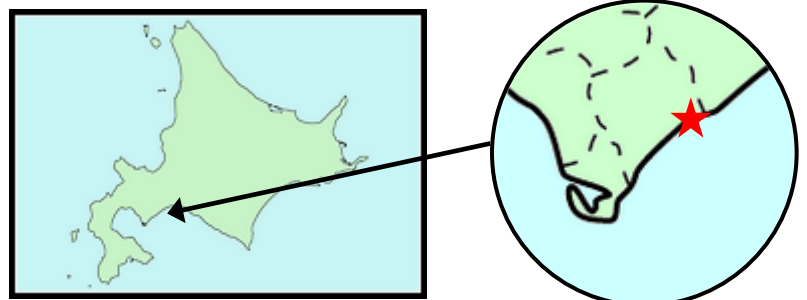
◆事業復活支援金の申請締め切りは5月31日です



【のぼりべつ東町ふれあいホームの皆さん】

全国の事業所から

（社福）ホープ
のぼりべつ東町
ふれあいホーム
《北海道 登別市》



ほっとすぺ～す

今号の目次

No.139 2022年5月発行

3



事業復活支援金の申請締め切りは5月31日です
(事前確認の締め切りは5月26日です)

5



On The Frontline ～ 前線に立つ ～

住み慣れた地域で暮らしていくことを大切にして、切磋琢磨！

(社福) せたがや檜の木会 ヘルパーステーション檜の木
施設長 甲斐 実 さん

12

全国の事業所から

のぼりべつ東町ふれあいホーム
(北海道 登別市)

16



編集後記

おしせ

全国事業所協議会 前運営委員長
三上 正浩 様のご逝去されました

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 元理事であり、全国手をつなぐ育成会連
合会 事業所協議会 前運営委員長も務めていただきました社会福祉法人 たんぽぽ
元理事長 三上 正浩 様が、病気療養中のところ令和4年4月22日、享年79歳に
て永眠いたしました。

4年程前に体調を崩されるまで、法律や制度が変遷する中、
全国各地で行われた研修会等では、今後の事業所のあり方として
「制度が変わっても、事業所が利用者に寄り添う姿勢は変わ
ってはならない」と話されていました。

また、子どもの頃からの広島カープファンということで、お
会いする度に野球のお話をされていたことも思い出されます。

心よりご冥福をお祈り申し上げます。





全国事業所協議会より

事業復活支援金の申請締め切りは5月31日です （事前確認の締め切りは5月26日です）

現在、国では新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化により、大きな影響を受けて、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している中小法人や個人事業者等を対象として、事業の継続・立て直しのために事業全般に広く使える「事業復活支援金」が創設されています。

なお、支援金の申請期間は5月31日までとなっています。（申請前に必要な登録確認機関による事前確認の実施は5月26日（木）まで。）

給付対象となるのは、まず次の2点いずれも満たしている事が必要です。

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① **新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者**
- ② **2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者**

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます（給付額の算定において同じ）。

これらに加えて中小法人については、以下の（1）～（3）のいずれの要件も満たす必要があります。

- (1) 2022年1月1日時点において、次の①又は②のうちいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人をいう。以下同じ。）であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の①又は②のうちいずれかを満たす法人であること。
 - ① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
 - ② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
- (2) 2019年以前から事業を行っている者であって、基準期間をその期間内に含む事業年度のうちいずれかの事業年度及び対象期間において、法人事業収入（売上）を得ており、今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらず、対象期間内に基準期間の同月と比較して、月間の法人事業収入が30%以上減少した月が存在すること。

対象期間：2021年11月から2022年3月までの期間

基準期間：2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のうち、申請者が選択するいずれかの期間。

対象月：対象期間のいずれかの月であり、基準期間の同じ月と比較して、月間の法人事業収入が30%以上減少した月として、申請を行う日の属する月の前月までの中から申請者が選択するひと月。

基準月：基準期間の対象月と同じ月

給付額：事業復活支援金の給付額は、「基準期間5カ月分の売上高」と「対象月の売上高の5倍」の差額分です。

給付額

中小法人等 上限最大**250万円** **個人事業者等** 上限最大**50万円** を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

事業復活支援金を申請する前には、登録確認機関による事前確認を受ける必要があります。（ただし、過去に一時支援金または月次支援金を受給している場合、原則として、事業復活支援金の申請を行う際に改めて事前確認を受ける必要はありません。）

【事業復活支援金の登録確認機関】

(1) 認定経営革新等支援機関

- 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた税理士、中小企業診断士、行政書士など

(2) 認定経営革新等支援機関に準ずる個別法に基づき設置された機関

- 商工会/商工会連合会
- 商工会議所
- 中小企業団体中央会
- 預金取扱金融機関
- 農業協同組合/農業協同組合連合会
- 漁業協同組合/漁業協同組合連合会
- 生活衛生同業組合/都道府県生活衛生営業指導センター
- 商店街振興組合/商店街振興組合連合会

(3) 上記を除く機関又は資格を有する者等

- 税理士
- 税理士法人
- 中小企業診断士
- 公認会計士
- 監査法人
- 青色申告会連合会/青色申告会
- 行政書士
- 行政書士法人

事業復活支援金に関するご質問等については、フリーダイヤル 0120-789-140、もしくは電話 03-6834-7593へ、土曜、日曜、祝日含む8時30分から19時までの時間帯にお願いいたします。

※参照：事業復活支援金ホームページ

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/index.html>

On the frontline

～前線に立つ～

「On the frontline ー前線に立つー」では、障害福祉を前線で支える「人」にスポットライトを当てます。

今回はご紹介するのは甲斐 実さんです。東京都世田谷区にある、社会福祉法人せたがや榿の木会「ヘルパーステーション榿の木」で施設長をされています。甲斐さんは年齢43歳。これまでも障害福祉事業で「居宅介護」を行ってききましたが、今年2月からは本人を支える高齢の家族を対象とした「訪問介護」を始めています。

世田谷区は人口が90万人を超え、都道府県別人口ランキングでは第40位の和歌山県と同じくらいです。東京都内最大の人口を抱え、福祉施策でも他地域とは規模の違う展開を行っています。

第10回

住み慣れた地域で

暮らしていくことを大切にして、切磋琢磨！



社会福祉法人 せたがや榿の木会
ヘルパーステーション榿の木
施設長 甲斐 実 さん

【松崎】 最初にこの仕事をしている経緯、そしてご自身のことについてのお話をお願いします。

【甲斐】 東京都世田谷区にあります、(社福) せたがや榿の木会のヘルパーステーション榿の木で管理者をしています。大学を卒業して、榿の木会に入職して20年が経ちます。昭和53年(1978年)生まれです。

もともと母の姉にあたる叔母に身体障害があり、養護学校の第1期か2期生くらいなんですけど、大阪に住んでいたその伯母にお盆に会いに行ったりしていて、障害を身近に感じて育ちました。僕自身は神奈川に住んでいて、母が目黒区で看護師として福祉作業所で働いていた関係で、その頃の小規模授産施設との接点がありました。学生時代はそこでボランティアをしていましたが、大学を卒業するころに新たにできた「榿の木会」へ入職しました。叔母は今70代半ばくらいですが、電動車いす

を乗り回す元気な人です。

【松崎】 叔母さんに身体障害があり、障害を身近に感じていたということですが、大学では福祉を専攻されていたのですか。

【甲斐】 大学は理系に進み、工学を専攻していました。二部でしたので、昼間は介護施設などで働いていて、卒業後の進路は福祉に進みたいと思っていました。大学で福祉の勉強をしていた訳ではありませんでしたが、実践はしていたという感じですね。

【松崎】 知的障害の方達と最初に接したのはその頃ですか。

【甲斐】 小・中学校の特殊学級（現在の支援級）がありましたので、世の中にそういう人達がいることは知っていました。本格的に接するようになったのは高校・大学になってからですね。そして、せたがや櫛の木会に就職。法人ではいろいろな事業所を運営しているのですが、入職して長いこともあり、いくつもの事業を経験し、今は法人内で一番異動経歴が多い人間となっています。

【松崎】 知的障害の世界は難しいことも多いと思います。この世界で、その人たちと接するようになって、どう感じてきましたか。また気持ちの変化はありましたか。

【甲斐】 知的障害という何となくのイメージはできていたのですが、自閉症の人はあまり出会いがなく、始めは戸惑いがありました。今ではTEACCHプログラム（自閉症スペクトラム障害の当事者とその家族の生活を生涯にわたって支援していくための包括プログラム）や構造化のプログラムなどを知って、すごいなと感じています。

【松崎】 今では仕事として20年も積み重ねてやってこられた、その要因は何だと思われますか。

【甲斐】 そうですね。知的障害の方は表現がストレートといいますか、本当に「嬉しい」や「嫌だ」がはっきりとしているので、その純粋さに良さを感じていますし、接していて面白いなとも感じています。

私自身、娘が2人いますが、子どもを育てているとどうしても、できる、できない、ということを感じてしまいます。娘には「何をやっているんだ」と怒ったりしてしまいます。職場では、「心情を理解して」と職員の方に話していますが、「言うは易し」ですね。それをどう落とし込めるかが課題です。

【松崎】 知的障害の方の世界では、親御さんと接することも多いかと思います。私も2歳違いの重度障害のある弟がいましたので、常に親の後姿を見てきました。親と言っても普通の人。良いところも、わがままなところもあります。子どもをもってから親の心情が解るようにもなり、人が生きるということ深く考えるようになりましたね。甲斐さんも今子育て中

ですから、感じる事が多いのではないかと思います。

それでは話を戻して、檜の木会で色々な事業に携わってきた甲斐さんですが、日常考えるようになった仕事の課題についてお聞かせください。

【甲斐】 それについては大きい、小さいはありますが、悩みっぱなしですね。

対人関係というのは自身の鏡であり、相手は自分を映すと思っています。自分の嫌いな部分もいっぱいあります。あいつはどうだ、こうだか思うこともあります。そう感じて、いかんと思ったり、そういうことでも悩んでいます。

【松崎】 さて、ヘルパーステーションで「訪問介護」をやろうとなっていく原点はなんでしょうか。

【甲斐】 この仕事を始めたころは、ダウン症の方などは寿命が30歳ほどと言われていましたが、現在は医療が良くなり、寿命が長くなって、それにより本人の高齢化が課題となり、そして高齢の家族がその本人を介助や介護をしていることが課題としてクローズアップされてきています。(障害福祉サービスの)ヘルパーステーション自体は、檜の木会で自分が異動する前からありましたが、その状況を加味して、法人でも介護保険のサービスをやっていくことになりました。介護保険の訪問介護事業は檜の木会でやっていなかった新しい事業となります。

【松崎】 介護保険の訪問介護が必要な状況が出てきたということですが、その例を教えてください。

【甲斐】 65歳を過ぎると、知的障害の方たちは居宅サービスを障害福祉サービスから介護保険へ切り替えとなり、これまでの慣れ親しんだ事業所やヘルパーではなく、高齢系の事業所へ移行しなければなりません。うちが高齢系の事業所認可をとったことで、切れ間なくこれまでと同じ事業所でヘルパーを派遣できるようになったということです。

【松崎】 話を聞いていると、やはり必要な事業だと思えるのですが、現在障害系の法人や事業所が介護保険に参入することが少ないと思っています。この事業を始めていくにはどんな壁がありますか。意欲、やる気が関係してくるのでしょうか。

【甲斐】 まず、似通っている制度、サービスではありますが、細かいところでいろいろと違いがあります。介護保険では、要介護度や予防などで受けられるサービスが異なりますし、当てはまる事業対象が異なります。また請求では国、都、本人などに分かれているため、混乱することが多く、分かりづらいです。1割の自己負担は障害福祉サービスでは該当ないことが多いですし、事業申請の手続きでも分かったような、分からないようなという苦労がありました。

【松崎】 ニーズはいかがですか。始めてみて利用されている方はどのくらい

らっしゃいますか。

【甲斐】 正直なところ、訪問介護は1人話があったのですが現在入院されています。地域包括センターの近隣にチラシを配布したりしていますが、まだまだ認知されていないこともあり、なかなか話が進まない状況が続いています。これから周知されて行けば需要はあると思っています。

【松崎】 そうですか。確かに利用者目線からすると分からないことが多くあるかもしれません。例えばチラシなどで利用例があると分かり易いですね。訪問介護ができるようになったらこういった例があるのでしょうか。



訪問介護事業所
ヘルプステーション 樫の木

あなたの「もっと」を応援します。

令和4年2月から高齢のご家族の皆様を対象に新たに『訪問介護』をはじめました。お父さんとの同時利用も可能です。

利用例：1
障害のあるお子さんをバス乗降場所に送り、途中でこみ捨て。お子さんが施設に行っている間、衣類の洗濯や高齢ご家族の入浴介助ができます。

利用例：2
障害のあるお子さんをバス降車場所にお迎え、帰りにスーパーでお買い物体験、帰宅後はご家族の食事作りや後片付けができます。

社会福祉法人せたがや 樫の木会
ヘルプステーション 樫の木

TEL : 03-6379-5377 FAX : 03-6379-5378
〒155-0033 東京都世田谷区松原 4-43-17 ソーフ福祉ビル3階 担当：甲斐（カイ）
Eメール：ts.kashino@sof.or.jp ホームページ：http://kashinokikai.net



・利用例：1 子のヘルパーとして

<朝> 起床介助 → 福祉圏への送り出し → ごみ出し

<日中> 親のヘルパーとして 入浴介助 → 衣類の洗濯・補修

・利用例：2

<夕方> 福祉圏からのお迎え → 買い物受取り → 調理、配下膳 食事介助

<帰宅後> 片づけ → 掃除 → 親のヘルパーとして

・樫の木ヘルパーなら一軒のお宅で、障害/高齢どちらのホームヘルプも受けられます。
・利用できる時間や内容は支給量によって異なります。
・わからないことがあればお気軽にお問い合わせください。TEL:03-6379-5377（カイ）

【甲斐】 表現が難しいところもあります。居宅の訪問の家事援助ではあれば、福祉でも高齢でも当てはまります。洗濯や掃除で重なるところはどちらでも使えます。身体介護になると本人のみとなりますので、そういった違いを伝えていく必要があります。

【松崎】 樫の木会では、障害福祉サービスの居宅介護はどのくらい利用されている方がいますか。

【甲斐】 現在は150時間/月くらいのホームヘルプの利用があります。ヘルパーは10名程で回しています。人材不足はありますが、今は何とかなっています。ただ、コロナになって利用率は大きく減りました。盛り返してきていますが、ただ依頼がこのまま増えてくると人材不足で対応が厳しくなります。ガイドヘルパーとホームヘルパーがいますが、ヘルパーの方も高齢化しています。ガイドヘルパーには若い方もいますが、ホームヘルパーになると特に50～60代の方が多いです。

【松崎】 ヘルパー事情も難しいところがありそうですね。利用されている方は、日中は樫の木会の事業所を利用している方が多いのでしょうか。また法

人内で重要な位置を占めている事業といえますか。

【甲斐】 檜の木会は12～13の事業をしていますが、日中活動の事業所が多いので、帰宅後や土日のホームヘルプ、余暇支援などで利用している方が多いです。それ以外のプラスアルファの方たちも利用されています。

知的障害の方たちにとって、居宅サービスは絶対的に必要な事業であるかとは思いますが、新型コロナウイルス拡大で困ったことになりました。日中の事業所はコロナ感染などで在宅支援により収入が入ってくるようになっていますが、この事業はキャンセルになると報酬が入ってきませんので、痛い部分があります。

【松崎】 この事業を広げていくには何か足りないからなんでしょうか。檜の木会が始めた動機やその必要性、「この事業はあったら絶対良い」の中身を教えてください。

【甲斐】 やはり、今まではぎりぎりまで家族だけで頑張って地域で暮らし、無理になったら都外の入所施設へ、という流れがありました。住み慣れた地域で住み続ける、暮らしやすさを求めるうえで、必要なサービスであると思っています。



【松崎】 本人や家族を支えられないと入所施設、それを防ぐ意味でも障害福祉の居宅サービスだけでは足りない、家族をサポートできると本人を地域でももう少し支えることができるということですね。

【甲斐】 はい、主に家族を支えるとその生活が可能になります。支えてきた人を支えることができると、本人を支えることにつながると言えるのではないかと思います。

【松崎】 本人を地域で支えやすくなる、ということでしょうか。

【甲斐】 そうです。また、若い親御さんは制度を駆使して上手に利用されている方が多いのですが、高齢の親御さんは家にお手伝いが入ることにハードルが高い方が多いです。本人を支えるには、親御さんの手助けをしてサービスへつなげる必要があります。

【松崎】 日中活動の事業だけをやってきた法人は居宅サービスへの参入が難しいだろうと推測しますが、檜の木会は介護保険事業まで乗り出したということ、本当に頑張っているらしい。法人としての課題は色々あるかと思いますが、バックアップはいかがですか。

【甲斐】 人材不足はありますが、住み慣れた地域で頑張るということを法人皆で意識しています。

【松崎】 訪問介護事業が進まないことは、何かが邪魔しているのでしょうか。

【甲斐】 制度や仕組みの縦割りであることと、介護保険制度の分かり辛さでしょうか。平成27年（2015年）から介護保険との共生型サービスが認められましたが、世田谷ではこの事業が進んでいません。障害のみでやってきた法人には介護保険は難解なように思われます。ニーズは潜在的にはあると思いますが、1割負担の懸念もあり、分かり難いです。

【松崎】 サービスを受ける家庭によっても状況は異なるようにも思いますね。今、訪問介護の開拓の方法などは考えているのでしょうか。それとも待っている状況ですか。

【甲斐】 ケアマネの事業所がたくさんあるので、丁寧に回っていこうと思っています。包括的、社会的に認知されていくことで、垣根が低くなる、使いやすくなると思っています。

【松崎】 そうですか。地域で暮らすということの難しさ、まだまだ話は尽きないところです。

では、甲斐さん、未来の展望についてもお聞かせください。

【甲斐】 未来の展望と言うと難しいですが、親子ともに支えられるということは絶対的な安心感につながるとしています。子も親も同じ事業所でサービスを利用できることがスタンダードとなればと思います。



【松崎】 新たな介護保険のサービスを始めて、皆さんに訴えたいこと、宣伝も兼ねてお願いします。

【甲斐】 檜の木会でも8050問題や老障介護という課題が出てきています。住み慣れた地域で暮らしていくことを大切にして、切磋琢磨していきたいと思っています。檜の木会でそんなことをやっているらしいぞ、と噂が広がっていき、実際のサービスへ繋がっていければと思います。

【松崎】 先陣を切って、この事業を進めている甲斐さんです。自身が大切にしたい、訴えたいことをお伝えいただきたいと思います。

【甲斐】 大切にしたいことは、みんなが楽しく過ごせるように、みんなで考えていくこと。そうしてその先、良い方向へつなげていければと思います。

【松崎】 甲斐さん、ありがとうございました。介護保険事業参入の経緯など、本人とその家族を支える新たな方向性を伺うことができました。障害福祉サービスだけでは支えられない部分をどのようにして解決していくか、今後の家族全体を支える良い展望を伺えたのではないかと思います。

柔らかいその人柄がにじみ出るような対談となりました。新たな道を進みながら、みんなで楽しく過ごしていくことを追及していく。地域で生活していくことの大切さを改めて実感しました。ありがとうございました。

（全国手をつなぐ事業所協議会 理事長 松崎 伸一）

『手をつなぐ』新規購読募集中

●役立つ情報が満載です

『手をつなぐ』は、知的障害のある人の暮らしに役立つ情報が満載です。知的障害のある人の親・家族をはじめ、福祉・教育・行政関係者などにもご愛読いただき、65年近い歴史を刻んできました。

●最先端の情報をお届けします

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員としてお申し込みいただくと、特典として『手をつなぐ』を毎月お届けします。知的障害のある人の生活に関する問題や福祉施策の最新情報から、全国各地の先進的な取り組み、著名人によるエッセイなど、情報が詰まった『手をつなぐ』をぜひご活用ください。



賛助会費（年間）

4,100円

※賛助会費（年間）は前納制です。月割の支払などはできません。

※年度途中のお申し込みの場合、『手をつなぐ』は該当年度4月号まで遡ってお届けします。単号のみお求めの場合は、（一社）全国手をつなぐ育成会連合会までお問い合わせください。

※年度途中で終了する場合は、原則として賛助会費の返還には応じかねます。

※正会員（都道府県育成会等）を通してお申し込みいただいた場合は、賛助会費（年間）が3,900円となります。その場合、『手をつなぐ』はお申し込みいただいた都道府県育成会等よりお届けします。

《お問い合わせ先》

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会

電話 03-5358-9274

全国の事業所から

のぼりべつ東町ふれあいホーム
〔社会福祉法人 ホープ〕
（北海道 登別市）

「地域で息を潜めて暮らす障がい者をなくすために」というスローガンを掲げ、白老町手をつなぐ育成会（現在のしらおい障がい者と手をつなぐ会）は、無認可の共同作業所フロンティアを1997年（平成9年）に開設しました。その後、社会福祉法人ホープの設立やグループホームの開設などの歴史を経て、2021年（令和3年）4月に隣町の温泉で有名な登別市に、生活介護事業所「のぼりべつ東町ふれあいホーム」を立ち上げました。

きっかけは、登別の市街地にポツンと残った3,600坪（約11,900㎡）の森を「社会福祉のために使ってほしい」という、地域の方のありがたい寄付の申し出でした。

それから「生活介護」を作ろうと取り組み始めて5年の歳月が経ち、まだまだ障がいがある人たちが利用する社会資源が少ないこの地に、念願の事業所を開設することが出来ました。

日頃の支援で課題となっていた入浴支援が行えるように介護浴槽を整備し、地域でも少ない機械浴槽も設置して重度化・高齢化に備えた生活介護事業所です。

周りは、地域の方々に長い間見守られてきた自然豊かな土地で囲まれ、障がいがある人たちだけでなく、様々な人たちが集い・憩う場にしようと「森づくり」として散策路を作りました。

その後、利用者の「畑をやりたい」という声から野菜づくりをはじめたり、地域の方からの提案で「野外コンサート」開催をしています。また、北海道では「おやき」と呼ばれる大



【冬は雪かきに奔走】



【事業所横では野菜作り】

判焼きの露店を出し、地域のお年寄りの憩いの場を設け、通ってくる利用者や家族そして職員や地域の人たちが共に「ふれあい」ながらこの一年の活動を作っています。

春を迎え、カササギが森の木の上に巣をつくり、朝はウグイスが「ホーホケキョ」と心地よい鳴き声を響かせ、森にはエゾ鹿が立ち寄っていくような自然豊かな地で、利用者は生き生き体を動かしながら、のびのびと笑顔で過ごしています。



【おやきを焼いての地域交流】



【登別温泉の夏の行事「鬼踊り」の練習】



【花への水も欠かせません】

「楽しい活動の場」、「ホッとできる息抜き場」、「やりがい生きがいの場」といった、ふれあいホームの、どの利用者にとってかけがえのない居場所になることを目指して・・・。

（社会福祉法人ホープ のぼりべつ東町ふれあいホーム
施設長 山田 大樹）

知的障がい児者・自閉症児者の 生サポは 家族の安心を支えます

- 日常生活に関する相談支援
- 就労に関する相談支援
- 権利擁護に関する相談支援

の3事業を実施しています。

当会にご入会いただくと、知的障がい児者、自閉症児者のための病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。

主な補償内容

病気やケガで入院したとき
入院給付金

賠償責任を負ったとき
個人賠償責任保険金

ケガをしたとき
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金
(地震・噴火・津波によるケガも対象)

虐待・逮捕・勾留に対応するとき
弁護士費用等補償
※プランによって補償します

病気で死亡したとき
疾病葬祭費用保険金
※プランによって補償します

就労中に他人にケガをさせたり
物を壊してしまったとき
職業従事中事故対応費用補償
※プランによって補償します

※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。

●生活サポート総合補償制度の主な特長●

- ▶入院給付金は既往症の病気、てんかんも補償。
- ▶全国の団体を通じてのご加入のため、多数割引が適用され、個人加入の場合に比べて保険料が割安です。
- ▶取扱代理店は、知的障がい児者や自閉症児者への保険の販売において、30年以上の実績があります。

生活サポート総合補償制度は…

全国で約149,000人のみなさまにご利用いただいている補償制度です。



AIG損保の普通傷害保険

生活サポート総合補償制度

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

保険のお問合せはこちら

■担当代理店・扱者
株式会社 ジェイアイシー
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11
新宿三井ビル2号館2F
TEL: 03-5321-3373 FAX: 03-5321-4774
受付時間: 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社
AIG損害保険株式会社
<https://www.aig.co.jp/sonpo>
東京第二プロチャネル営業部
〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
TEL: 03-6894-9110
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご入会のお問合せはこちら

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会
連絡先はTEL又はホームページにてご確認ください。
TEL: 03-5577-6351 <http://www.zensapo.jp>
加入窓口は全国の全国知的障害児者生活サポート協会傘下の
各都道府県団体の事務局となります。

2021年12月現在の内容です。(D-005640 2023-03)

病気やケガが絶えない…
成人病や生活習慣病に備えたい…



他人の物を壊してしまった…



このようなお困り事に
心当たりがある方に…



虐待・雇用現場での差別など
人に相談しにくい悩みがある…

障がいのある方とご家族へ



ぜんちの

あんしん保険

少額短期健康総合保険(海老池型)2019年創設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

知的障がい・
発達障がい、ダウン症、
てんかんの有る方、
ご家族に

弁護士が
全面的に
サポート

特別支援教育を必要とされている方へ



ぜんちの

こども傷害保険

権利保護賠償付傷害保険 2019年創設

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、
弁護士がサポート



※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階

0120-322-150

平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く

URL: <http://www.z-kyosai.com/>



ぜんち共済株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第14号

【2020年1月作成 19-TC06633】

編集後記

「聴く力」「新しい資本主義」「令和版所得倍増計画」などを掲げ、昨年10月に新政権がスタートしました。社会福祉事業の報酬を正しく公定価格と発言するなど“おっ？ちょっと良くなるかも…”と思わせてくれましたが、現時点では残念な結果と言えるでしょうか。

昨今の報道では、企業の賃上げ実施意向は7割超！と強調されていますが、コロナ前は8割超で推移していました。（ちなみに未実施意向は1割増）一部企業において景気の良い賃上げも報道されていますが、実際はこんな状況です。また、この4月より高等学校の金融教育として「資産形成」が始まりました。（確かに「労働」所得倍増とは言っていませんが…）運用資金に乏しい層にとってリスクに見合うものなののでしょうか？授業風景をニュースで見ましたが、「自己責任」という耳慣れたワードが印象的でした。

もちろんコロナ対応と経済回復という難しい舵取りですので、今すぐどうにかしろという訳ではありませんが、やっている感だけは、やたらアピールしている印象です。その先陣を切ったのが臨時特例交付金である事は皆さまもご承知のとおりですが、公定価格に縛られる我々の事業収入を今後如何に増やし、従事者の所得倍増を図っていくつもりなののでしょうか？

是非「聴く力」とやらを発揮していただきたいと切に思う次第です。

（東海・北陸ブロック 遠藤 洋輔）

全国手をつなぐ事業所協議会ニュース
『ほっとすぺ～す』2022年5月号
（通巻139号）
2022年5月15日発行

【編集・発行】
全国手をつなぐ事業所協議会
岩手県盛岡市下飯岡15地割77-3
TEL 019(613)7200 定価100円

コピー用紙 定期配送サービス
もっと便利に！
もっとたくさん！

ウチダシステムの通販をご利用頂ければ、
事務用品・衛生用品などが
全国手をつなぐ育成会連合会
事業所協議会様向けの特別価格で
お安くご提供できます！

ポイント①

760万以上の商品を
「事業所協議会の皆
様だけの特別価格」
でご提供します！

ポイント②

最短翌日配送のス
ピードで欲しいものが
直ぐに届く！
※一部、対象外の地域有

ポイント③

請求書を科目や事
業毎に分けることが
出来るので経理業務
が楽に！



ご相談は下記までお問合せ下さい。
株式会社ウチダシステムズ 福祉施設営業部
TEL : 03-3537-0888